

○厚生労働省告示第百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表番号の項中「日本工業規格」の下に「又は国際電気標準会議が定める規格」を加え、同表十五の項中「Z四七五一―二―四四」の下に「又はIEC六〇六〇―二―四四」を加え、同表二十七の項及び三百七十二の項中「Z四九五―」の下に「又はIEC六〇六〇―二―三三」を加える。